商品概要説明書

教育ローン (一般型)

(2021年4月1日現在)

商品名	教育ローン(一般型)
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の
	方。
	○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方。ただし、農業者以外
	の方の場合は、前年度税込年収が200万円以上ある方(自営業者の方は前
	年度税引前所得とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○教育施設(日本政策金融公庫「国の教育ローン」の対象校に準じます。た
	だし、外国の教育施設の場合は、JAから振込可能な場合に限定した取扱
	いとします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。
	○居住実態が確認できる方(申し出のあった住所が確認できること。)。農業
	者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であるこ
	と。
	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から2か月以
	内にお支払済みの資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。
	ただし、事業資金は除きます。
資金使途	(例)
	①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。
	②アパートの家賃等
	○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
	○据置期間を含め最長 15 年(在学期間+9年)以内とします。
	○据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の
借入期間	6か月後までの範囲内とします。
	○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在
	お借入中の教育資金の残存期間内とします。
	○次のいずれかよりご選択いただけます。
借入利率	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準
	金利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1
	日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプラ

	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの わせください。 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額 毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限	行います。)融資窓口へお問い合 額となる方法) とし、
返済方法	額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増え 特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 位です。)のいずれかをご選択いただけます。	額して返済する方式。
担保	○不要です。	
保証人	○当 J A が指定する保証機関(山形県農業信用基金協会 ただきますので、原則として保証人は不要です。) の保証をご利用い
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (例)】 貸付金利 2.0%、保証料 0.50% お借入期間 5年 10年 15年 保証料 12,886 25,980 39,482 (円) □ご希望により当 J A 所定の 3 種類の団体信用生命共済いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入	そのいずれかにご加入
団体信用生命共済	算利率分高くなります。	加算利率 年 0. 10% 年 0. 15% 年 0. 30%
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.30%	
手数料	○不要です。	

○苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店(所)または金融部(電話:023-653-5110にお申し 出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容

東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)

「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあ りません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会に お問合せください。」

○ご融資対象子弟が高校から短大または大学等に進学される場合には、乗換融資をご利用いただけます。

乗換融資とは、当JAで進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、 既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。

その他

- ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ○印紙税が別途必要となります。
- ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお 問い合わせください。

IAてんどう

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。

商品概要説明書

教育ローン

2020年4月1日現在

	2020年4月1日現住
商品名	教育ローン
	○次の条件を満たす方
	(1) 当JAの組合員の方
	(2) 借入申し込み時の年齢が満20歳以上65歳以下(完済時年齢70歳以下)
	(3) 安定・継続した収入の見込める方
ご利用いただける方	※原則として、前年度税込年収200万円以上ある方(自営業者の方は前年度税
	引前所得 150 万円以上ある方)
	(4) 過去に不渡り、延滞等の事故が無く、株式会社ジャックスの保証を受けら
	れる方
	(5) 借換の場合は、借換対象教育ローンで直近6か月間に返済延滞が無い方
対象学校	○幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院
	①授業料(前期・後期分の授業料は1年を上限に一括融資可)
	②入学一時金(入学金、教材費、征服代、寄付金)但し、学校債は対象外
	③受験に必要な、受験料、交通費、宿泊費
	④アパート等入居時の敷金、礼金、前払家賃、引っ越し費用(在学期間を含む)
資金使途	⑤1年分の一括前払い家賃
	⑥上記資金で、申込受付前3ヶ月以内の納付済み領収書
	⑦教育ローン借換資金(自組合、他金融機関問わず)
	⑧仕送り資金(月額家賃を含む)
	上記のうち、⑧のみの申し込みは不可とする。
	○10 万円以上 700 万円以内(1 万円単位)
融資金額	※但し、医科、眼科、薬科大学又は学部の場合は、1,000万円以内とし、借換資
	金の場合は残存一括償還金額を上限とする。
	○6ヶ月以上 16年 10ヶ月以内(元金据え置き期間含む)
	元金据置期間の上限は次の通りとする。
	①入学前の7ヶ月以内
融資期間	②卒業予定年月までの在学期間内
	③卒業後の3ヶ月以内
	※但し、留年、留学等により卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長は
	行わないものとし、借入資金の場合は残存償還期間を上限とする。

元金据置対象	○短大、大学、大学院への入学に必要な資金、および在学期間中に必要な資金
	とする。
融資方法	顧客口座経由の学校振込とする。
	但し、資金使途に定めた内、使途証明書の徴求または学校等に振込困難な場合
	は、100万円を上限とし顧客口座振込とする。(領収書、借換資金は除く。)
融資形式	○証書貸付
	次のいずれかよりご選択いただけます。
融資利率	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日の基準金利
	(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月
	1日、10月1日及び1月1日から適用利率を変更いたします。
	お借入後の利率は、4月1日及び10月1日の基準金利(パーソナルプライム
	レート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より
	適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	お借入時の利率は、当組合所定の方法により見直しをいたします。
	※利率は店頭に掲示いたします。詳細については当 J A 融資窓口へお問い
	合わせください。
	(1) 毎月元利均等返済
	(2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用
返済方法	※但し、ボーナス返済元本は融資金額の 50%以内とする
	(3) 元金据置返済
	据置期間中は毎月利息のみ返済
保証料率	○年利 1.00%の固定方式とする。
担保	〇不要
連帯保証人	○原則として不要。
	※但し、㈱ジャックスの請求により連帯保証人を必要とする場合は必要となる。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組
	合本支店(所) または金融部(電話:023-653-5110)にお申し出ください。当
	組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対
	応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所

(電話:023-634-8234)でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または山形県 J A バンク相談所にお申し出下さい。山形県弁護士会、仙台弁護士会(J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県 J A バンク相談所にお申し出ください。)

東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)

「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム 等により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり ません。具体的内容は上記山形県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会 にお問合せください。」

その他

- ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定 の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる 場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ○印紙税が別途必要となります。
- ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

JAてんどう